

問題 1

【正解】 1

【解説】 法人の能力に関する基礎的問題であり、法人の目的の範囲内に属しない法律行為の効力についての理解を確認する趣旨である。

法人は、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う（民 34 条）。当該目的の範囲内に属しない法律行為は無効である（最判昭 41・4・26 民集 20・4・849）。

問題 2

【正解】 2

【解説】 代理に関する基礎的問題であり、代理行為の瑕疵についての理解を確認する趣旨である。

代理人が相手方に対してした意思表示の効力が、意思の不存在、錯誤、詐欺、強迫、またはある事情を知っていたこともしくは知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、本人ではなく、代理人について決せられる（民 101 条 1 項）。

問題 3

【正解】 2

【解説】 代理に関する基礎的問題であり、自己契約の効力についての理解を確認する趣旨である。

代理人が、本人を代理して、代理人自身との間で締結した契約は、自己契約として無権代理行為とみなされる（民 108 条 1 項本文）。無権代理行為は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない（民 113 条 1 項）。

問題 4

【正解】 2

【解説】 消滅時効に関する基礎的問題であり、時効の利益の放棄の効果についての理解を確認する趣旨である。

保証人は、主たる債務の消滅時効を援用することができる「当事者」に当たる（民 145 条括弧書）。また、時効の完成後、当事者は時効の利益を放棄することができる（民 146 条参照）、当事者の 1 人による放棄は、他の当事者に影響を及ぼさない。したがって、主たる債務者である A が α 債務について時効の利益を放棄したとしても、その効果は保証人 C に及ばず、C は、依然として α 債務について消滅時効を援用することができる（大判昭 6・6・4 民集 10・401 参照）。

問題5

【正解】1

【解説】物権的請求権に関する基礎的問題であり、その相手方に関する要件についての理解を確認する趣旨である。

物権的請求権は、物権に対する客観的に違法な侵害またはそのおそれを要件とする。相手方の故意や過失は、その要件とはならない（大判昭12・11・19民集16・1881）。不法行為による損害賠償請求権（民709条）とは異なる。

問題6

【正解】2

【解説】不動産物権変動の対抗要件に関する基礎的問題であり、民法177条の「第三者」についての理解を確認する趣旨である。

民法177条の「第三者」とは、当事者およびその包括承継人以外の者であって、物権変動に関する登記の欠缺を主張することについて正当な利益を有する者をいう（大判明41・12・15民録14・1276）。この「第三者」に当たらない者に対しては、登記がなくとも、物権変動の対抗が可能である。本問のCは、当事者Aを相続した包括承継人であり（民896条本文参照）、「第三者」に当たらない。したがって、Bは、Cに対しては、登記がなくとも所有権の取得を対抗することができる。

問題7

【正解】1

【解説】占有に関する基礎的問題であり、占有の訴えを提起することができる者についての理解を確認する趣旨である。

民法197条前段は「占有者」が占有の訴えを提起することができる旨を定める。賃借人等の所有の意思のない占有者（他主占有者）も、同様である（同条後段参照）。

問題8

【正解】1

【解説】所有者不明土地管理命令に関する基礎的問題であり、その発令の要件についての理解を確認する趣旨である。

民法264条の2第1項。

問題 9**【正解】 1****【解説】** 一般の先取特権に関する基礎的問題であり、子の監護費用の先取特権についての理解を確認する趣旨である。

民法 306 条 3 号、308 条の 2（令和 6 年法律第 33 号による改正）。

問題 10**【正解】 1****【解説】** 留置権の成立要件に関するやや発展的な問題であり、「その物に関して生じた債権」の要件について具体的事例に即して理解しているかを確認する趣旨である。

判例によれば、不動産を目的とする譲渡担保契約において、債務者が弁済期に債務の弁済をしない場合には、債権者は目的物を処分する権能を取得するから、債権者がこの権能に基づいて目的物を第三者に譲渡したときは、原則として、譲受人は目的物の所有権を確定的に取得し、債務者は、清算金がある場合に債権者に対してその支払を求めることができる（最判平 6・2・22 民集 48・2・414）。この場合に、譲渡担保設定者は、譲渡担保権者に対して、清算金支払請求権を被担保債権とする留置権を取得し、譲渡担保権者から目的物の譲渡を受けた第三者に対して、その留置権を対抗することができる（最判平 9・4・11 集民 183・241）。

問題 11**【正解】 1****【解説】** 根抵当権の効力に関する基礎的問題であり、元本の確定前における根抵当権の随伴性に関する理解を確認する趣旨である。

普通抵当権の被担保債権が譲渡された場合には、随伴性により、当該債権の譲受人は抵当権も取得し、それを行使することができる。これに対し、元本の確定前の根抵当権には、随伴性がない。元本の確定前に、根抵当権の被担保債権の範囲に含まれる個別の債権が譲渡された場合には、当該債権の譲受人は、根抵当権を取得せず、それを行使することができない（民 398 条の 7 第 1 項）。

問題 12

【正解】 2

【解説】 所有権留保に関するやや発展的な問題であり、動産の留保所有権者の法的地位について正しく理解されているかを確認する趣旨である。

判例によれば、動産の留保所有権者は、代金残債務全額の弁済期が到来するまでは、目的動産の交換価値を把握するにとどまり、当該動産が第三者の土地上に存在してその土地所有権の行使を妨害していても、特段の事情がない限り、当該動産の撤去義務を負うことはないとされる（最判平 21・3・10 民集 63・3・385）。

問題 13

【正解】 2

【解説】 種類債権の特定に関する基礎的問題であり、特定の効果についての理解を確認する趣旨である。

特定が生ずると、以後その物が債権の目的物となる（民 401 条 2 項）。債務者は、特定されたその目的物の引渡しをするまで、善良な管理者の注意をもってその物を保存しなければならず（民 400 条）、自己の財産に対するのと同じの注意をもって保存するのでは足りない。

問題 14

【正解】 1

【解説】 多数当事者の債権債務に関するやや発展的な問題であり、通知を怠った連帯債務者の求償の制限についての理解を確認する趣旨である。

判例によれば、連帯債務者の 1 人が弁済その他の免責の行為をするに先立ち、他の連帯債務者への通知（民 443 条 1 項）を怠った場合は、すでに弁済等により共同の免責を得ていた他の連帯債務者に対し、民法 443 条 2 項の規定により自己の免責行為を有効であるとみなすことはできない。民法 443 条 2 項の規定は、同条 1 項の規定を前提とするものであって、同条 1 項の事前の通知につき過失のある連帯債務者までを保護する趣旨ではないからである（最判昭 57・12・17 民集 36・12・2399）。本問では、A は弁済をした後に B への通知を怠っているが、B も弁済をするに先立って A への通知を怠っており、B は同条 2 項の適用を受けることができない。

問題 15

【正解】 1

【解説】 債務引受に関する基礎的問題であり、免責的債務引受の要件についての理解を確認する趣旨である。

民法 472 条 2 項。

問題 16

【正解】 1

【解説】 相殺に関する基礎的問題であり、相殺の要件についての理解を確認する趣旨である。

差押えを受けた債権の第三債務者は、差押え前に取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができるが（民 511 条 1 項）、相殺をするためには、双方の債務が弁済期になければならない（民 505 条 1 項）。本問では、Aは債権βの差押え前に債権αを取得しているものの、債権αの弁済期は2025年2月20日の時点では到来しておらず、Aは債権αと債権βを相殺することはできない。

問題 17

【正解】 1

【解説】 契約の法定解除に関する基礎的問題であり、債務者による一部履行拒絶を理由とする無催告解除の要件についての理解を確認する趣旨である。

民法 542 条 1 項 3 号。

問題 18

【正解】 2

【解説】 贈与契約に関する基礎的問題であり、書面によらない贈与の解除についての理解を確認する趣旨である。

書面によらない贈与において、各当事者は、履行の終わった部分については解除をすることができないが、履行の終わっていない部分については解除をすることができる（民 550 条）。

問題 19

【正解】 2

【解説】 賃貸借契約に関する基礎的問題であり、賃貸人の修繕義務についての理解を確認する趣旨である。

賃借人の責めに帰すべき事由によって賃借物の修繕が必要となったときは、賃貸人は、その修繕をする義務を負わない（民 606 条 1 項ただし書）。

問題 20

【正解】 2

【解説】 委任契約に関する基礎的問題であり、当事者の任意解除権についての理解を確認する趣旨である。

受任者の利益をも目的とする委任契約であっても、委任者は、損害賠償義務を負うことは別として、当該委任契約を任意に解除することができる（民 651 条 1 項・2 項 2 号参照）。

問題 21

【正解】 2

【解説】 不法行為に関する基礎的問題であり、不法行為における被害者の過失の意義についての理解を確認する趣旨である。

本問のように、被害者 B に過失があった場合であっても、B は加害者 A に対して損害賠償を請求することができる。B の過失は、損害賠償額の減額事由として考慮されうる（民 722 条 2 項）。

問題 22

【正解】 1

【解説】 不法行為の要件に関する基礎的問題であり、責任無能力者の法定監督義務者責任の成立要件についての理解を確認する趣旨である。

本問のような C は、法定の監督義務を負う者と同視され、民法 714 条 1 項類推適用により損害賠償責任を負う（最判平 28・3・1 民集 70・3・681）。

問題 23

【正解】 1

【解説】 使用者責任に関する基礎的問題であり、被用者が被害者に損害賠償債務を履行した場合における使用者に対する求償についての理解を確認する趣旨である。

最判令 2・2・28 民集 74・2・106。

問題 24

【正解】 1

【解説】 婚姻の効果に関する基礎的問題であり、日常の家事に関する債務の連帯責任についての理解を確認する趣旨である。

民法 761 条。

問題 25

【正解】 2

【解説】 認知に関する基礎的問題であり、認知の効力についての理解を確認する趣旨である。

認知は、出生の時にさかのぼってその効力を生ずる（民 784 条本文）。

問題 26

【正解】 2

【解説】 親権に関する基礎的問題であり、利益相反行為についての理解を確認する趣旨である。

父母が共同で親権を行使する場合に、父母の一方と子との利益が相反する行為については、当該父または母は、子を代理することができない（民 108 条 2 項）。親権を行う者が子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求し（民 826 条 1 項）、これによって選任された特別代理人が、子と利益相反関係にない他方と共同して代理しなければならない（最判昭 35・2・25 民集 14・2・279）。

問題 27

【正解】 1

【解説】 扶養に関する基礎的問題であり、扶養義務者の範囲についての理解を確認する趣旨である。

直系血族は、互いに扶養をする義務を負う（民 877 条 1 項）。

問題 28

【正解】 2

【解説】 遺産分割の対象となる財産に関する基礎的問題であり、預貯金債権の共同相続についての判例の理解を確認する趣旨である。

普通預金債権は、相続開始と同時に、当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる（最決平 28・12・19 民集 70・8・2121）。

問題 29**【正解】 1****【解説】** 特別縁故者制度に関するやや発展的な問題であり、特別縁故者への分与の対象となる相続財産についての判例の理解を確認する趣旨である。

共有者の1人が相続人なくして死亡した場合、その共有持分は、民法958条の2によって特別縁故者への分与の対象となるのか、あるいは、民法255条によって他の共有者に帰属するのかが問題となる。判例によれば、「共有者の1人が死亡し、相続人の不存在が確定し、相続債権者や受遺者に対する清算手続が終了したときは、その共有持分は、他の相続財産とともに、法958条の3〔現958条の2〕の規定に基づく特別縁故者に対する財産分与の対象となり、右財産分与がされず、当該共有持分が承継すべき者のないまま相続財産として残存することが確定したときにはじめて、法255条により他の共有者に帰属することになる」（最判平元・11・24民集43・10・1220）。

問題 30**【正解】 1****【解説】** 相続の放棄に関する基礎的問題であり、相続の放棄の効果についての理解を確認する趣旨である。

遺留分を受けることができるのは、兄弟姉妹以外の相続人である（民1042条1項）。相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなされるため（民939条）、遺留分侵害額の請求をすることはできない。

問題 31**【正解】 1**

【解説】 行為能力制度に関する基礎的問題であり、制限行為能力者のした法律行為はどのような場合に取り消すことができるのかについての理解を確認する趣旨である。

- ア. 誤り。未成年者がその法定代理人の同意を得ずにした法律行為は、取り消すことができるのが原則である（民5条1項本文・2項）。その例外として、未成年者が単に権利を得、または義務を免れる法律行為については、未成年者はその法定代理人の同意を得ずにすることができる（同条1項ただし書）、20万円を借り入れる契約は、この例外に該当しない。
- イ. 正しい。未成年者が、その法定代理人から目的を定めないで処分を許された財産を処分するとき、未成年者はその法定代理人の同意を得る必要はない（民5条3項後段）。
- ウ. 誤り。成年被後見人がした法律行為は、取り消すことができるのが原則である（民9条本文）。その例外として、日常生活に関する行為については取り消すことができないところ（同条ただし書）、投資用マンションを購入する契約は、この例外に該当しない。そして、取り消すことができる法律行為がされた後に当該成年被後見人について後見開始の審判が取り消されたとしても、当該法律行為に関する取消権が失われることはない。
- エ. 正しい。被保佐人は、日用品の購入その他日常生活に関する行為について、保佐人の同意を得る必要はない（民13条1項ただし書・2項ただし書）。被保佐人が日用品を購入する契約を締結した場合、保佐人が当該契約を取り消すことはできない。
- オ. 正しい。被保佐人は、保佐人の同意を得て、取り消すことができる法律行為の追認をすることができる（民124条2項2号）。取り消すことができる法律行為が追認されると、以後、当該法律行為を取り消すことはできない（民122条）。

問題 32

【正解】4

【解説】意思表示に関する基礎的問題であり、意思表示の効力と相手方・第三者の主観的態様の関係についての理解を横断的に確認する趣旨である。

- ア. 誤り。行為能力の制限を理由に意思表示が取り消された場合について、第三者を保護する規定はない。Aは、第三者Cが善意でかつ過失がない場合であっても、行為能力の制限を理由とする意思表示の取消しをもってCに対抗することができる。
- イ. 誤り。民法96条3項が規定する詐欺による意思表示の取消しの場合とは異なり、強迫による意思表示の取消しの場合について、第三者を保護する規定はない。Aは、第三者Cが善意でかつ過失がない場合であっても、強迫による意思表示の取消しをもってCに対抗することができる。
- ウ. 正しい。民法95条4項。
- エ. 正しい。相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合、相手方がその事実を知り、または知ることができたときに限り、表意者は当該意思表示を取り消すことができる（民96条2項）。
- オ. 誤り。民法96条2項が規定する第三者による詐欺の場合とは異なり、第三者による強迫の場合、相手方の主観的態様にかかわらず、表意者は同条1項に基づいて意思表示を取り消すことができる。

問題 33**【正解】** 4**【解説】** 占有の移転に関するやや発展的な問題であり、対抗要件の具備や即時取得の成立に求められる占有の移転方法について、理解がされていることを確認する趣旨である。

動産譲渡の対抗要件について定める民法 178 条の引渡しには、占有を移転するための 4 つの方法すべてが該当する。したがって、①の正解は「4 つの方法のすべて」である。

即時取得が動産の占有に対する信頼を保護する制度であることを強調すると、占有取得の方法の違いは即時取得の成否を左右する要素ではなくなる。このため、占有改定によっても即時取得が認められる。②の正解は「成立する」である。

最判昭 35・2・11 民集 14・2・168 は、占有改定による即時取得を認めない。このため、③の正解は「後者」となる。

前掲最判昭 35・2・11 は、一般外観上、従来の占有状態に変更がある場合に限り、即時取得が成立するという考えを前提とする。動産の占有に対する信頼だけでは足りないという考えであるため、④の正解は「譲受人が取得した占有の態様が保護に値するかどうか」である。

【事例】 においては、AC間の売買がされ、さらにCD間の売買がされた後も、絵画甲の現実の占有は、当初、Bが占有を委ねたAのもとにある。一般外観上、従来の占有状態に変更がないため、即時取得の成立は否定されることとなる（大判昭 8・2・13 新聞 3520・11 参照）。⑤の正解は「成立しない」である。

問題 34**【正解】** 3**【解説】** 共有に関する基礎的問題であり、共有物をめぐる法律関係について、理解がされていることを確認する趣旨である。

1. 正しい。民法 249 条 2 項。
2. 正しい。民法 255 条。
3. 誤り。共有者は、他の共有者の同意を得ることなく、自由に自己の持分権を処分することができる。
4. 正しい。各共有者は、単独で保存行為をすることができる（民 252 条 5 項）。共有物の修繕のように、物の現状を維持するための行為は保存行為に当たる。
5. 正しい。共有物の管理者は、共有物の管理に関する行為をすることができるが、共有者の全員の同意を得なければ、共有物に変更を加えることはできない（民 252 条の 2 第 1 項）。5 年の建物の賃貸は、管理に当たらないため（民 252 条 4 項 3 号参照）、共有者の全員の同意を得なければならない。

問題 35

【正解】 3

【解説】 法定地上権に関するやや発展的な問題であり、土地または建物の所有者に変動があった場合における法定地上権の成否について、判例の考え方を正しく理解しているかを確認する趣旨である。

- ア. 正しい。判例（大判大 12・12・14 民集 2・676）は、この場合に法定地上権の成立を認める。土地の所有者がその土地上の建物を第三者に譲渡する場合には、第三者のために土地の約定利用権が設定されるのが通常であろうが、当該譲渡前に土地に抵当権が設定され、その旨の登記がされていた場合には、当該約定利用権は土地の抵当権に對抗することができないから、法定地上権を認める必要がある。
- イ. 誤り。判例（最判昭 44・2・14 民集 23・2・357）は、この場合に法定地上権の成立を認めない。建物に抵当権が設定された当時、土地および建物の所有者が異なる場合には、建物の所有者のために土地に約定利用権が設定されているのが通常であろうが、この場合に、建物の抵当権の効力は、土地の約定利用権に及び、建物の抵当権者は、当該抵当権が実行されたときは、買受人が当該約定利用権を取得することを予測しているから、抵当権の実行時に当該土地および建物が同一人の所有に帰していても、法定地上権を認める必要はない。
- ウ. 正しい。判例（大判昭 14・7・26 民集 18・772）は、土地および建物が同一の所有者に属する際に設定された建物抵当権の存在する限り、土地および建物の所有者を異にする際に設定された建物抵当権が実行された場合にも、法定地上権は成立するとする。上記イの場合とは異なり、土地および建物が同一の所有者に帰した後に、建物に 2 番抵当権が設定された場合には、建物の 2 番抵当権者との関係では、法定地上権成立の要件を充足しており、約定の土地利用権よりも法定地上権の成立を認めたほうが建物の 2 番抵当権者にとっては有利である。また、建物の 1 番抵当権者は、その設定時には買受人が約定利用権を取得することを予測して建物の担保価値を把握していたといえるが、建物に抵当権が設定された場合については、法定地上権の成立を認めたとしても、建物の 1 番抵当権者が把握した担保価値を損なわせることにはならない（最判平 2・1・22 民集 44・1・314 参照）。
- エ. 誤り。判例（前掲最判平 2・1・22）は、この場合に法定地上権の成立を認めない。土地について 1 番抵当権が設定された当時、土地と建物の所有者が異なり、法定地上権成立の要件が充足されていない場合には、土地の 1 番抵当権者は、法定地上権の負担のないものとして土地の担保価値を把握するから、後に土地と建物が同一人に帰属し、後順位抵当権が設定されたことによって法定地上権が成立するものとする、土地の 1 番抵当権者が把握した担保価値を損なわせることになる。
- オ. 正しい。判例（最判平 19・7・6 民集 61・5・1940）は、この場合に法定地上権の成立を認める。土地の 2 番抵当権者としては、1 番抵当権が消滅することもあることを

予測したうえ、その場合における順位上昇の利益と法定地上権成立の不利益とを考慮して担保余力を把握すべきであり、この場合に法定地上権の成立を認めても、土地の2番抵当権者に不測の損害を与えるものではない。したがって、民法388条は、競売により消滅する最先順位の抵当権の設定時において同一所有者要件が充足していることを法定地上権の成立要件としているものと解することができる。

問題 36

【正解】 1

【解説】 債務不履行責任に関する基礎的問題であり、債務の履行に代わる損害賠償についての理解を確認する趣旨である。

ア. 誤り。契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることの妨げとならない（民412条の2第2項）。

イ. 正しい。民法415条2項2号。

ウ. 誤り。債務の不履行による契約の解除権が発生したときは、その契約を解除しなくても、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる（民415条2項3号）。

エ. 正しい。民法415条1項ただし書。

オ. 正しい。民法533条括弧書。

問題 37

【正解】 1

【解説】 詐害行為取消権に関するやや発展的な問題であり、詐害行為取消請求の要件・効果についての理解を確認する趣旨である。

- ア. 正しい。詐害行為取消請求訴訟は、受益者または転得者を被告とし、債務者は被告とならない（民 424 条の 7 第 1 項）。
- イ. 誤り。転得者に対する詐害行為取消請求をすることができるのは、受益者に対しても詐害行為取消請求をすることができる場合に限られる（民 424 条の 5 柱書）。受益者 B が善意であるときは、B に対する詐害行為取消請求の要件を満たさないから（民 424 条 1 項ただし書）、転得者 C に対する詐害行為取消請求も認められない。
- ウ. 正しい。詐害行為取消請求訴訟において転得者が被告とされる場合でも、詐害行為取消請求により取り消されるのは債務者と受益者との間の行為である（民 424 条の 6 第 2 項）。
- エ. 誤り。詐害行為取消権の行使により受益者・転得者に財産の返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払または動産の引渡しを求めるものであるときは、債権者は、その支払または引渡しを自己に対してすることを求めることができる（民 424 条の 9 第 1 項）。これに対し、返還請求の対象が不動産であるときは、債権者は登記名義を債務者に戻すことを求めることができるにとどまる（最判昭 53・10・5 民集 32・7・1332 参照）。
- オ. 誤り。転得者を被告として詐害行為取消請求訴訟が提起され、これが認容されて確定したときは、この確定判決の効力は債務者およびそのすべての債権者に対して及ぶが（民 425 条）、受益者には及ばない。

問題 38

【正解】 2

【解説】 売買契約における契約不適合に関する基礎的問題であり、品質に関する契約不適合による売主の担保責任についての理解を確認する趣旨である。

1. 誤り。契約不適合が、買主の責めに帰すべき事由によるものである場合には、その契約不適合に関して、買主は、売主に対し、履行の追完を請求することができない（民 562 条 2 項）。
2. 正しい。民法 564 条、415 条 1 項。
3. 誤り。買主は、その不適合について追完不能であるために売主に対する履行の追完の請求が認められないときであっても、売主に対し、代金の減額を請求することができる（民 563 条 2 項 1 号参照）。
4. 誤り。契約不適合を理由とする法定解除の場合には、民法 541 条または 542 条所定の要件を満たす必要があるが（民 564 条参照）、債務者の帰責事由は要件ではない。
5. 誤り。品質に関する契約不適合について、売主が目的物の引渡しの時に、その不適合を知り、または重大な過失によって知らなかった場合には、民法 566 条本文に定められる担保責任の期間制限は適用されない（民 566 条ただし書）。

問題 39

【正解】 5

【解説】 契約の終了に関する基礎的問題であり、契約の終了事由についての理解を確認する趣旨である。

- ア. 誤り。売買契約において売主が死亡した場合、売主の地位は相続の対象となり、契約は終了しない。
- イ. 誤り。使用貸借契約は、借主の死亡によって終了するが、貸主の死亡によっては終了しない（民 597 条 3 項参照）。
- ウ. 誤り。賃貸借契約は、賃借人が死亡しても終了せず、賃借人の地位は相続の対象となる。
- エ. 正しい。民法 616 条の 2。
- オ. 正しい。民法 653 条 1 号。

問題 40

【正解】 2

【解説】 不当利得に関する基礎的問題であり、不当利得およびこれに類する規定についての理解を分野横断的に確認する趣旨である。

1. 正しい。善意の占有者は、果実を取得することができるため（民 189 条 1 項）、果実を返還する義務を負わないが、悪意の占有者は、これを返還する義務を負う（民 190 条 1 項）。B は、A 所有の甲土地を 1 か月間、自己の所有に属さないことを知りながら不法占有しており、悪意の占有者に当たる。また、使用利益は果実に準じて扱われる（民法 703 条に関する大判昭 11・5・26 民集 15・998、最判昭 35・9・20 民集 14・11・2227 など参照）。したがって、A は、B に対し、この使用利益相当額（賃料相当額）の支払を請求することができる。
2. 誤り。債務者は、弁済期にない債務の弁済として給付をしたときは、その給付したものの返還を請求することができない（民 706 条本文）。したがって、A は、B に対し、弁済した金銭の返還を請求することができない。
3. 正しい。債務が存在しないにもかかわらず債務の弁済として給付をすることは、非債弁済と呼ばれ、弁済者は、弁済の時に債務の不存在を知っていた場合を除き、給付したものの返還を請求することができる（民 705 条参照）。A は、弁済の当時、債務の存在しないことを知らなかったため、B に対し、給付した 100 万円の返還を請求することができる。
4. 正しい。意思表示が取り消されると、その意思表示は初めから無効であったものとみなされ（民 121 条）、その意思表示を構成要素とする契約も、初めから無効であったものとみなされる。その結果、その契約に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う（民 121 条の 2 第 1 項）。したがって、A は、B に対し、支払った 100 万円の返還を請求することができる。
5. 正しい。加工に関する規律によって材料の所有権を失った者は、民法 703 条および 704 条に従い、加工者に対して、その償金を請求することができる（民 248 条）。したがって、A は、B に対し、木材の価値相当額の支払を請求することができる。

問題 41**【正解】 3****【解説】** 不法行為に関する基礎的問題であり、特殊不法行為の成立要件についての理解を確認する趣旨である。

- ア. 誤り。法定監督義務者は、責任無能力者に対する監督義務を怠らなかったときは、免責される（民714条1項ただし書）。
- イ. 正しい。判例は、本肢のように、交通事故による事実的不法行為の事案において、外形標準説に依拠して使用者責任（民715条1項）を肯定している（最判昭39・2・4民集18・2・252など）。
- ウ. 誤り。土地工作物の設置または保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じさせた場合、第一次的に損害賠償責任を負うのは占有者であり、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、占有者は免責され、第二次的に所有者が責任を負う（民717条1項）。
- エ. 正しい。民法718条1項。
- オ. 誤り。判例は、「被害者によって特定された複数の行為者のほかに被害者の損害をそのみで惹起し得る行為をした者が存在しないことは、民法719条1項後段の適用の要件である」と述べる（最判令3・5・17民集75・5・1359）。したがって、ABCのほかにDの損害をそのみで惹起しうる行為をした者が存在するときは、同項後段は適用されず、ABCは、Dに対して、連帯して損害を賠償する責任を負わない。

問題 42**【正解】 5****【解説】** 嫡出否認制度に関する基礎的問題であり、嫡出否認の訴えの要件および効果について具体的事例に即して理解されているかを確認する趣旨である。

- ア. 正しい。子の父は、嫡出否認権を有するが（民774条1項）、子の出生後に子が嫡出であることを承認したときは、嫡出否認権を失う（民776条）。
- イ. 正しい。子の母には嫡出否認権が認められている（民774条3項）。
- ウ. 正しい。子には嫡出否認権が認められている（民774条1項）。
- エ. 誤り。民法772条による嫡出推定を受ける子の父子関係につき、嫡出否認の訴えを提起して否認することができる者は、民法774条1～4項に規定された者に限られる。子の生物学上の父Dは民法774条1～4項のいずれにも該当せず、嫡出否認権がない。
- オ. 誤り。子は、民法774条の規定によって父子関係が否定された場合であっても、父であった者が支出した子の監護に要した費用を償還する義務を負わない（民778条の3）。

問題 43

【正解】4

【解説】特別養子縁組に関する基礎的問題であり、特別養子縁組の要件および効果についての理解を確認する趣旨である。

1. 正しい。民法 817 条の 3 第 1 項。
2. 正しい。民法 817 条の 5 第 3 項。
3. 正しい。民法 809 条。
4. 誤り。特別養子縁組は、家庭裁判所の審判によって成立する（民 817 条の 2 第 1 項）。
5. 正しい。特別養子縁組の離縁は、民法 817 条の 10 第 1 項の規定に基づき、家庭裁判所の審判によってすることができる。同規定による場合のほかは、離縁をすることはできない（民 817 条の 10 第 2 項）。

問題 44

【正解】2

【解説】遺言に関するやや発展的な問題であり、遺言事項ならびに自筆証書遺言および公正証書遺言の方式等についての理解を確認する趣旨である。

1. 誤り。いずれにも当てはまる（民 781 条 2 項）。
2. 正しい。公正証書遺言には当てはまるが（民 969 条 1 号〔令和 5 年法律第 53 号による改正後は同条 1 項 1 号〕）、自筆証書遺言には当てはまらない。自筆証書遺言については、証人の立会いは要件とされていない。
3. 誤り。自筆証書遺言には当てはまるが（民 968 条 1 項）、公正証書遺言には当てはまらない場合がある。公正証書遺言は、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し（民 969 条 2 号〔令和 5 年法律第 53 号による改正後は同条 1 項 2 号〕）、公証人が作成する（同条 3 号〔改正後は同条 2 項〕）。遺言者の署名は原則として公正証書遺言でも要求されるが、署名に代わる措置によることも認められる（同条 4 号ただし書〔改正後は公証人法 40 条 5 項参照〕）。
4. 誤り。いずれにも当てはまる（民 975 条）。
5. 誤り。自筆証書遺言には当てはまるが（民 1004 条 1 項）、公正証書遺言には当てはまらない。公正証書遺言は、検認を要しない（同条 2 項）。なお、自筆証書遺言であっても、遺言書保管所に保管されている遺言書については、検認を要しない（法務局における遺言書の保管等に関する法律 11 条）。

問題 45

【正解】 3

【解説】 配偶者居住権に関する基礎的問題であり、配偶者居住権の要件と効果についての理解を確認する趣旨である。

- ア. 誤り。配偶者は、遺産分割によって配偶者居住権を取得するものとされた場合、または、配偶者居住権が遺贈の目的とされた場合に、配偶者居住権を取得する（民 1028 条 1 項）。特定財産承継遺言（民 1014 条 2 項）によって配偶者居住権を取得することはできない。仮に特定財産承継遺言による取得を認めることとすると、配偶者が配偶者居住権の取得を希望しない場合にも、配偶者居住権の取得のみを拒否することはできず、相続の放棄をするほかないこととなり、かえって配偶者の利益を害するおそれがあるためである。
- イ. 正しい。民法 1031 条 2 項、605 条。
- ウ. 誤り。配偶者居住権は、譲渡することができない（民 1032 条 2 項）。
- エ. 誤り。配偶者居住権が設定された建物の通常の必要費は、配偶者が負担する（民 1034 条 1 項）。
- オ. 正しい。民法 1036 条、597 条 3 項。